

令和5年9月29日

「金融情報サービスの情報提供」に関する公告

次のとおり、企画競争について公告します。

東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般の中小企業退職金共済事業等勘定
建設業退職金共済事業等勘定
清酒製造業退職金共済事業等勘定
林業退職金共済事業等勘定
業務経理契約担当役
理事 小林 洋子
建設業退職金共済事業等勘定
清酒製造業退職金共済事業等勘定
特別業務経理契約担当役
理事 小林 洋子

1. 企画競争に付する事項

金融情報サービスの情報提供

2. 契約期間

令和6年2月1日～令和8年1月31日

3. 情報提供期間

令和6年2月1日～令和8年1月31日

4. 内容

インターネット回線を通じて、市況・経済データ及び経済ニュースなどの金融情報サービスの提供を行う。

詳細は、金融情報サービスの情報提供に関する企画競争説明書等による。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 次に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- ② 次の（ア）から（カ）のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者
- （ア）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
 - （イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （ウ）落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - （エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （カ）上記（ア）から（オ）のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ③ 独立行政法人勤労者退職金共済機構反社会的勢力対応規程第2条に規定する反社会的勢力に該当する者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格における「役務の提供等」の等級「A」・「B」・「C」いずれかの認定を受けている者であること。
- なお、全省庁統一資格を有しない場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構における一般競争（指名競争）参加資格「役務の提供等」の等級「A」・「B」・「C」いずれかの認定を受けている者であること。
- (3) 契約及びサポート等に係る窓口について、日本国内に拠点を有していること。

6. 企画競争に係る参加手続き

参加を希望する者は、事前に別添「企画競争参加申込書」へ必要事項を記入の上、令和5年11月10日（金）17時までに9. 担当部署の電子メールアドレス unyoi@tais yokukin.jp（すべて半角）で申し込むものとする。

- (1) 締切以降の申し込み、参加申込書の不着については理由の如何を問わず受け付けない。
- (2) 参加希望のあった者に対しては、「企画競争参加申込書」の内容確認後に、『「金融情報サービスの情報提供」に関する企画競争説明書』等を電子メールで送付する。

7. 企画書の提出期限・方法

- (1) 提出期限は、令和5年11月24日（金）17時までとする。（提出方法および内容は『「金融情報サービスの情報提供」に関する企画競争説明書』等にて指示する。）
- (2) 提出後は内容変更等を一切受け付けない。また、提出物は返却しない。
- (3) 虚偽または著しく誤解を与える記載を行った場合は、失格とする。
- (4) 提出物、個人情報については当機構限りとし、企画競争の審査以外の目的で利用しない。

8. 契約候補者の選定

『「金融情報サービスの情報提供」に関する企画競争説明書』等に基づき提出された企画書等により評価を行い、契約候補者一者を選定する。

9. 担当部署

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用部運用企画課（担当：富田、池田）
電話：03-6907-1298
電子メール：unyol@taisyokukin.jp

10. 契約保証金

全額免除する。

11. 公正な企画競争の確保

企画競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

12. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は無効とする。

13. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

14. その他

詳細は、「金融情報サービスの情報提供に関する企画競争説明書等」による。

15. 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）